

地域コミュニティ活動 ハンドブック



この手引き書は、地域コミュニティ組織のさまざまな活動を支援するため、町の事業についてわかりやすくまとめたものです。それぞれの地域の実情に合わせて有効に活用していただければ幸いです。なお、申請の手順や様式、事業内容の詳細については各担当課までお気軽にお問い合わせください。

雫石町 総合政策課

(令和5年度版)

～コミュニティ活動ハンドブック 目次～

雫石町行政組織機構及び令和5年度雫石町役場業務分掌

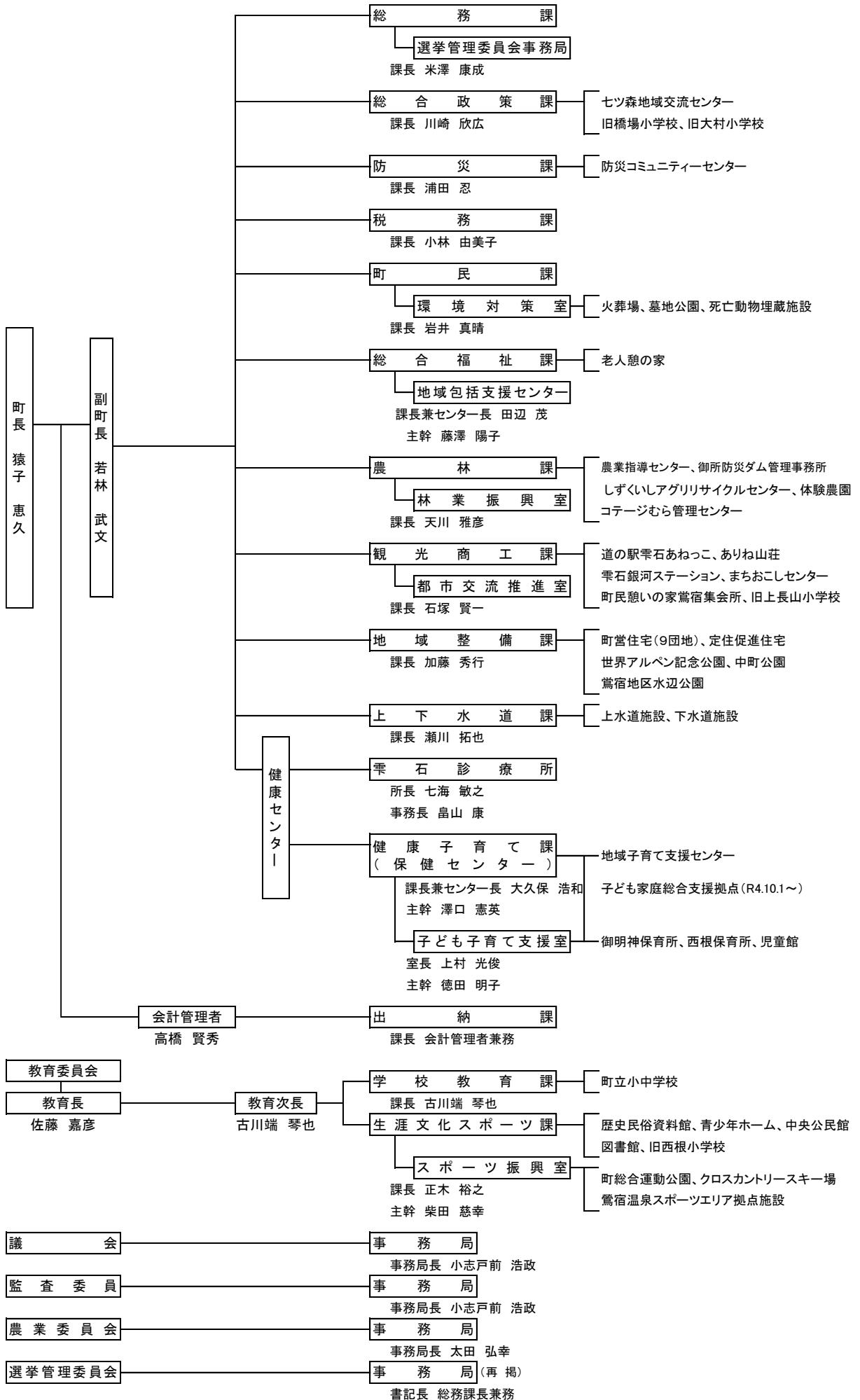
第1章 町地域コミュニティ形成推進事業交付金について

(1) 地域コミュニティ形成推進事業交付金の概要について	P1
(2) 交付金の算定方法について	P1
(3) 交付金の交付申請について	P1
(4) 交付金の交付請求について	P1
(5) 代表者の変更や規約改正の際に提出する書類について	P1
(6) 事業実績報告について	P1
(7) 令和5年度交付金対象事業（活動）について	P3

第2章 町の事業について

自主防災活動（安全や防災）に関する事業	P6
(1) 自主防災組織の活動について	P6
(2) 消防団員の確保について	P6
(3) 街路灯の整備について	P6
(4) 防犯交通安全施設の整備について	P7
(5) 児童生徒の安全対策について	P7
地域福祉活動（福祉や健康づくり）に関する事業	P8
(1) 認知症サポーター養成講座について	P8
(2) シルバーリハビリ体操について	P8
(3) 敬老事業について	P8

	(4) ふれあいサロンについて	P8
	(5) 健康づくり教室について	P9
環境や景観に関する事業		P10
	(1) ごみ集積所整備への補助について	P10
	(2) 資源ごみストックヤード整備への補助について	P10
	(3) 集団資源回収事業奨励金の交付について	P10
	(4) 道路愛護について	P11
	(5) ボランティア除雪活動について	P11
	(6) 地域の景観づくりについて	P11
	(7) 環境緑化木の配布について	P12
	(8) アグリリサイクルセンター堆肥について	P12
その他コミュニティ活動の支援に関する事業		P13
	(1) コミュニティ助成事業について	P13
	(2) ふるさと文化振興基金助成事業について	P13
	(3) 福祉のまちづくり支援事業について	P13



令和5年度雫石町役場業務分掌

(令和5年4月1日現在)

	課名	主な業務内容	所管施設等
役場庁舎1階	町民課	戸籍届出、住民異動届、印鑑登録、住民票、諸証明の交付、個人番号カード、埋火葬許可、国民健康保険、後期高齢者医療制度、各種医療費助成、国民年金などを担当	
	環境対策室	廃棄物処理、資源循環、地球温暖化、新エネルギー、公害、犬の登録、狂犬病予防、火葬場及び墓地公園などを担当	○火葬場 ○新七ツ森・七ツ森墓地公園 ○死亡動物埋蔵施設
	総合福祉課	地域福祉（保健福祉計画、敬老事業など）、高齢者生きがいづくり支援、障がい者福祉、生活保護、民生児童委員、人権擁護、援護・恩給、消費者行政、介護保険、介護予防、包括的支援、高齢者支援、地域包括ケアなどを担当	○老人憩の家 ○地域包括支援センター
	税務課	町県民税、国民健康保険税、固定資産税や諸税の賦課、固定資産税に係る評価、公課等の諸証明及び閲覧、所得・課税及び納税に係る証明、税の徴収、収納及び督促、税の徴収猶予及び差押え等滞納処分、他課所管の債権管理などを担当	
	出納課	公金の管理・出納、県収入証紙の販売などを担当	
役場庁舎2階	総務課	町長・副町長の秘書、人事管理、職員研修、例規制定改廃、情報公開、個人情報保護、町有財産管理その他行政一般を担当	
	選挙管理委員会	選挙の管理執行と選挙に関する啓発などを担当	
	防災課	総合防災、消防、防犯交通、防犯灯・街路灯管理、交通災害共済、自衛隊募集及び協力会、山岳遭難対策などを担当	○防災コミュニティセンター
	総合政策課	総合計画、政策評価、行政改革、財政、土地利用調整、ふるさと納税、男女共同参画推進、統計調査、情報政策、広聴広報、町ホームページ、町政懇談会協働推進、ふるさと文化振興基金、NPO、地域づくり計画、地域運営組織形成支援、地域コミュニティ、行政区連絡調整、公共交通（あねっこバス含む）、生涯学習などを担当	○七ツ森地域交流センター ○旧橋場小学校 ○旧大村小学校
	観光商工課	広域観光の振興、山岳等の観光振興、観光施設の維持管理、商工業の振興、商店街活性化、雇用対策、立地創業支援、物産振興などを担当	○道の駅雫石あねっこ ○ありね山荘 ○雫石銀河ステーション ○町民憩の家篤宿集会所 ○まちおこしセンター ○旧上長山小学校 等
	都市交流推進室	都市農村交流（グリーンツーリズム）、定住促進などを担当	
	農林課	農業振興、畜産振興、農業振興地域管理、経営所得安定対策、多面的機能支払事業、農地・農業用施設・産業まつりなどを担当	○農業指導センター ○御所防災ダム管理事務所 ○しずくいしアグリリサイクルセンター ○体験農園 ○コテージむら管理センター等
	林業振興室	林業振興、有害鳥獣対策、林道災害対策、御明神財産区、矢櫃山造林一部事務組合などを担当	
	地域整備課	道路橋梁の新設及び管理、河川管理、境界立会、道路河川災害復旧、都市計画、景観形成、公園管理、町営住宅の建設及び管理、定住促進住宅管理、空き家対策などを担当	○町営住宅（9団地） ○定住促進住宅 ○世界アルペン記念公園 ○篤宿地区水辺公園 等
	学校教育課	学校教育、児童・生徒の就学、学校保健、学校給食、学校施設管理、小学校統合、教育相談、就学援助、奨学資金貸付、教育委員会の運営、スクールバス運行などを担当	○町立小中学校
上下水道課	上水道・下水道施設の整備・維持管理、浄化槽設置、負担金・分担金・使用料の徴収などを担当	○上水道施設 ○下水道施設	

役場庁舎3階	議会事務局	町議会、請願・陳情の受付、常任委員会・特別委員会、議会広報の発行などを担当	
	監査委員事務局	監査委員の事務補助などを担当	
	農業委員会事務局	農地の売買・賃借・転用・相続、農業者年金などを担当	
役場庁舎外	生涯文化スポーツ課	社会教育・生涯学習の推進、文化芸術の振興、文化財保護、国際交流、中央公民館・各地区公民館・図書館・歴史民俗資料館・青少年ホームの管理運営などを担当	○中央公民館・図書館 ○各地区公民館 ○歴史民俗資料館 ○青少年ホーム ○旧西根小学校
	スポーツ振興室	生涯スポーツの振興、町社会体育施設の管理などを担当	○町総合運動公園等 ○クロスカントリースキー場 ○鶯宿温泉スポーツエリア拠点施設
	健康子育て課	健康推進、食生活改善、母子保健、がん対策、献血、特定保健指導、歯科保健、精神保健、感染症予防、つどいの広場運営、地域医療行政、休日当番医などを担当	○健康センター ○保健センター
	子ども子育て支援室	児童福祉、子育て支援、保育所、児童館などを担当	○御明神保育所 ○西根保育所 ○児童館 ○地域子育て支援センター
	雫石診療所	町民のかかりつけ診療、健康診断、医療相談などを担当	

第1章 地域コミュニティ形成推進事業交付金について

(1) 地域コミュニティ形成推進事業交付金の概要について

- 東日本大震災や平成 25 年 8 月 9 日の大雨洪水災害等の経験から、地域住民の生命を守る「共助」（地域や身近にいる人同士が互いに助け合っって一緒に地域を守る取り組み）が重要視されています。このことから、各地域において「共助」を強化することを目的に、自主防災活動と地域福祉活動の二つの事業を実施する組織に対し、要綱の規定に基づき交付金を交付し、活動を支援する制度です。

(2) 交付金額の算定方法について

①均等割交付額 60,000円（1組織あたり一律）

②世帯割交付額 900円 × 世帯数

交付金=①+②

（例）100世帯の組織 均等割60,000円+世帯割90,000円（900×100）=150,000円

(3) 交付金の交付申請について

- 交付金交付申請書（様式第4号）に下記書類を添付の上、**6月30日までに**提出してください。
- 申請書と一緒に提出する添付書類
 - 活動計画
 - 組織編成表（別紙1・別紙2）
 - 備蓄防災資機材一覧表（別紙3）
 - 会員名簿（世帯主と世帯数、世帯員数の合計がわかるもの）※基本的に組織で作成をお願いします。
（注）①・②・・・自主防災活動と地域福祉活動が含まれていれば組織独自の様式で構いません。

(4) 交付金の交付請求について

- 町では、提出された書類を審査した後、交付金の交付を決定し、通知書を送付します。
通知書を参照の上、交付金交付請求書（様式第6号）を提出してください。
（注）○組織名と振込口座の名義が異なる場合は、委任状が必要です。
○請求書受付後、2週間程で指定の口座に振り込みます。

(5) 代表者の変更や規約改正の際に提出する書類について

- 代表者や組織の規約が変更になった際は、速やかに組織変更届出書（様式第3号）を提出してください。変更届受理後、交付金振込口座の情報や通知文書等の送付先を変更します。

(6) 事業実績報告について

- 年間の活動が終了しましたら、実績報告書（様式第7号）に下記書類を添付の上、**令和6年4月28日までに**提出してください。
- 実績報告書と一緒に提出する添付書類
 - 自主防災活動及び地域福祉活動を実施した際の記録写真（必須）
 - 総会資料など、事業実施報告に関連する資料（任意）

地域コミュニティ形成推進事業 フローチャート

【交付金交付の流れ】

交付金交付申請書の提出（地コミ→役場）
<6月末まで>

交付決定、通知書の送付（役場→地コミ）

交付請求（地コミ→役場）

交付金の交付（役場→地コミ）

計画書の作成、提出（地コミ→役場）

活動実施の調整

地域活動の実施

実績報告書の作成

事業実績報告
<翌年度 4月末まで>

【必要書類】

- ・ 交付金交付申請書（様式第4号）
- ・ 活動計画 ・ 組織編成表
- ・ 備蓄防災資機材一覧表 ・ 会員名簿

- ・ 交付金交付請求書（様式第6号）
- ・ 委任状（請求者と指定口座名義が異なる場合）

- ・ 自主防災活動・地域福祉活動計画書

- ・ 実績報告書（様式第7号）
- ・ 活動の記録写真（必須）
- ・ 総会資料など関連する資料

※必要書類で下線のあるものは、様式集を参照願います。

(7) **令和5年度** 交付金対象事業（活動）について

<必須事業>

◆主旨◆

本年度は「自主防災活動」と「地域福祉活動」の2事業を必須事業とします。なお、両事業を同日に実施することや他の事業やイベントと抱き合わせて実施することも可能です。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、実施方法及び内容を変更する場合があります。

◆実施目的◆

近年、豪雨、地震等全国各地で自然災害が多発しています。また雫石町では岩手山や秋田駒ヶ岳の火山噴火による災害も危惧されています。

災害が発生した際に身を守るため「自助」「共助」「公助」の役割が非常に大切となっており、地域コミュニティ組織が主体的に自主防災活動に取り組むこと（共助）により、災害時の被害を減らすことができます。

日頃から地域コミュニティ組織の防災体制を整えて、自主防災活動（訓練）の実施や避難行動要支援者（※）等の避難を支援するため、避難経路確認を行いながら、地域内の気になる人、地域でできる支援などを話し合い、訓練をすることにより、地域コミュニティの機能強化と住民一人ひとりの「お互いさま意識の向上」を目指します。

◆メニュー◆

① 自主防災活動

* 地域の自主的な防災体制を整備し、災害時の地域住民の生命や財産を守るための活動です。

1) 実施内容（具体例）

① 防災訓練の実施

* 防災訓練の種類

- ・ 情報伝達訓練（通報の仕方、連絡網の確認、土砂崩れなどの被害状況の通報など）
- ・ 危険箇所の確認訓練（歩いて地域や避難経路の危険箇所の確認をする、地図へ記入するなど）
- ・ 初期消火訓練（水消火器やバケツリレーによる消火など）
- ・ 避難訓練（各地域コミュニティの一時避難所まで歩いて、避難時間や危険な場所を確認する など）
- ・ **避難誘導訓練【※令和5年度 町が重視する訓練】**（地域福祉活動で把握した避難経路を、避難行動要支援者等とともに、実際に徒歩や車で確認するなど）
- ・ 避難所開設運営訓練（各地域コミュニティで避難所を開設したり運営を行ってみるなど）
- ・ 救出救護訓練（煙体験、AEDの使い方、担架などによる搬送、応急処置の仕方など）
- ・ 給水給食訓練（給水、炊き出しの仕方など）
- ・ 防災資機材の点検（保有する資機材の数量確認や動作点検、使い方の確認など）
- ・ 地域コミュニティで備蓄している物（水・食料・携帯トイレ・毛布等）の点検、使い方の確認など
- ・ 水防訓練（土のうの作り方や積み方など）

② 防災啓発活動の実施

- * 地域内での広報や回覧文書の作成・配布 ※協議書の提出は要しません。
- * 他地域への視察研修や学習会の開催（DVD視聴、消防署員・防災課職員の講話など）

2) 実施手順

- ①地域内で日程を調整し、決定する。
 - ②「自主防災活動・地域福祉活動計画書」を役場総合政策課に提出する。
 - ③防災訓練で消防分署員の派遣を希望する場合は直接、雫石分署に依頼するとともに総合政策課に連絡する。
- また、防災課職員による防災講話を希望する場合は、総合政策課を通じて依頼する。
その際は、講話の実施のみではなく、避難誘導等の防災訓練を組み合わせ実施してください。

② 地域福祉活動（お互いさま情報交換会）

* 地域の状況は日々変化しています。お互いさまマップにより避難行動要支援者（※）等の避難経路や状況確認を行うとともに、普段からできる支援や見守り、災害を想定した地域の課題や解決策などを話し合うことにより、地域コミュニティの機能強化と一人ひとりの「お互いさま意識の向上」を目指す活動です。

1) 実施内容

お互いさま情報交換会の実施（お互いさまマップの確認・共有）

- ・例年実施している避難行動要支援者（※）等の避難経路や支援者に変わりがないかを確認すると共に、普段からできる支援や見守りのポイント、災害を想定した地域の課題や解決策などを話し合います。
- ・参加対象者は地域住民とし、地区担当民生委員が必ず参加するよう日程調整をお願いします（今年度は、参加者の人数制限はありません）。
- ・自主防災活動と同日開催や他の自治会事業との併催も可能です。

2) 実施手順

- ①地域内で、民生委員と日程を調整し、決定する。
- ②「自主防災活動・地域福祉活動計画書」を役場総合政策課に提出し、日程を調整する。
- ③実施（1時間30分程度）
- ④地域内で共有する（方法については適宜相談）

* 活動は地域コミュニティ主体で実施していただきますが、町職員・町社協職員も参加します。

* 地図（お互いさまマップ）は町で準備しますし、カラーペンや付箋等必要な備品もお貸しします。

（※）避難行動要支援者とは

災害対策基本法に定める「要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等）」のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速なる避難の確保を図るために特に支援を必要とする方をいいます。

※具体的には、以下の項目に該当する方で、雫石町では本人の申請に基づき登録となります。

（名簿には本人の同意を得て掲載されます）。

- ① 身体障害者手帳1級または2級を所持する方
- ② 療育手帳Aを所持する方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ④ 65歳以上の一人暮らしの方
- ⑤ 65歳以上のみの世帯の方

- ⑥ 介護保険制度による要介護状態区分が要介護3～5の認定を受けた方
- ⑦ 難病患者
- ⑧ 上記①～⑦に掲げる者以外で特に支援が必要な方

＜その他の事業＞

○地域福祉活動（お互いさま情報交換会以外）

* 地域での見守りや声かけをはじめ、日常の生活を地域で支えあう相互連携、共助体制等を整備し、地域住民の福祉向上を目指す活動です。

◆地域福祉活動（具体例）

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1) 見守り及び声かけ活動 | * 地域内の高齢者等への定期的な安否確認や声掛けなど |
| 2) 生活サービス支援活動 | * 買い物や軽作業、除雪の支援など |
| 3) 健康づくり活動 | * 「健康づくり講座」をはじめとする学習会や体験会の開催など |
- ※活動に役立つ各種講座を用意しています。

○その他の活動

* 地域コミュニティ組織単位で以下のような活動を行うことで、住民同士の相互協力や親睦が図られ、地域の活性化につながります。各地域の実情に合わせながら、ぜひこのような活動にも交付金を活用し、取り組んでみましょう。

◆具体例

- ・ 世代間交流活動（通学路での登下校見守り（スクールガード）、年中行事・伝統行事（みずき団子づくり、厄病まつり、さんさ踊り等芸能伝承活動、盆踊り）など
- ・ 環境美化活動（草刈り・ごみ拾いなど）
- ・ 循環型社会形成活動（資源回収、ごみ分別・リサイクル啓発、マイバッグ普及など）
- ・ イベント開催（夏祭りや敬老会など）

各種講座を活用ください！

町および社会福祉協議会では、地域での学びを支援する各種講座に対応します。

実習や実演、クイズ形式にしたりと、楽しく学べる工夫をしていますので、子ども会やふれあいサロンなど、様々な機会にぜひお声がけください。

○別紙の一覧表を参考に、希望の講座をお知らせください。

○開催の調整は役場総合政策課で行いますので、お気軽にご相談ください。

第2章 町の事業について

ここでは、地域コミュニティ組織や地域の方々に関係する、町や社会福祉協議会の事業を紹介します。皆さんにとって有益な情報がたくさんありますのでぜひご活用ください。

※予算や申請時期等もありますので、まずは担当にお問い合わせください。

自主防災活動（安全や防災）に関する事業

（1）自主防災組織の活動について

事業名	自主防災組織育成事業
事業概要	自主防災組織が活動するために必要な支援を行います。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	随時
内容	各自主防災会が実施する防災訓練へのアドバイス、防災・減災のための知識の普及、日頃から準備しておくの良いもの、地区防災計画等作成について役場職員や雫石分署員等が支援します。状況により県防災サポーターによる講話等も可能です。
担当	防災課 危機管理係 ☎692-6490

※必須事業（自主防災活動）とは別に「知って得する！」各種講座の「我が家でできる防災対策」、「家庭内の火災原因と火災予防」・「応急手当と救急救護」の内容を取り入れることも可能です。防災講話を希望する場合は、総合政策課を通じて依頼してください。

（2）消防団員の確保について

事業名	消防団員確保事業
事業概要	各年度で、新たに消防団に入団した人数に応じて自主防災会へ奨励金を交付します。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	年度末に申請
内容	令和4年度以降新たに消防団員が入団した場合、人数に応じて奨励金を交付 1人：30,000円、2人：50,000円、3人：70,000円（上限） 消防団は年々団員が減少しており、出動が危ぶまれている状況にありますので、地域の皆様のご協力が必要です。積極的なお声掛けをよろしく願います。
担当	防災課 消防交通係 ☎692-6410

（3）街路灯の整備について

事業名	雫石町街路灯整備事業
事業概要	街路灯管理団体が、支柱塗装を行う場合経費の補助を行います。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）

手続き	随時
補助額 (補助内容)	支柱塗装は、支柱1本当たりの塗装経費の2分の1以内の額。ただし、1本当たり500円を限度とします。
担当	防災課 消防交通係 ☎692-6410

(4) 防犯交通安全施設の整備について

事業名	防犯交通安全施設整備事業
事業概要	防犯交通安全施設等（カーブミラー、赤色回転灯、防犯街灯）の整備に係る要望書を取りまとめ、道路関係管理者等に提出します。 また、要望のあった施設等については予算の範囲内で設置・更新します。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	11月頃に行政区長、町内小中高等学校に通知を行い、2月下旬までに各地区防犯交通安全協会を通じて取りまとめを行います。提出先は各地区公民館（雫石・御所・御明神・西山）で、各地区交通安全協会長が取りまとめ防災課に提出を行います。
内容	各地区からの設置要望については検討会を開催し、優先順位を附したうえで整備を実施します。
担当	防災課 消防交通係 ☎692-6410

(5) 児童生徒の安全対策について

事業名	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
趣旨	子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携、地域全体で学校安全に取り組む体制を整備します。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
概要	岩手県教育委員会が定める「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領」に基づき町でも安全対策の事業を実施しています。 （1）スクールガードリーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施 学校の推薦により地区ごとにスクールガードリーダーを委嘱。各学校への定期的巡回、学校への指導と評価、スクールガードへの指導等を行います。 （2）スクールガード養成講座の開催 スクールガードを養成するための講習会を実施します。 （3）子どもたちの見守り活動の実施 登下校時におけるパトロールなど子どもの安全を見守る活動を行います。 また、平成27年度より、町内の小中学校で「学校連絡網システム」を導入しています。これは、各学校から、メールアドレスを登録した利用者の端末（携帯電話、スマートフォン、パソコンなど）あてに、防犯・災害情報などの緊急連絡や学校行事などの学校からの連絡を一斉送信するしくみです。 詳細は担当までお問い合わせください。
担当	学校教育課 総務係 ☎692-6577

地域福祉活動（福祉や健康づくり）に関する事業

（１）認知症サポーター養成講座について

事業名	認知症サポーター養成講座事業
事業概要	認知症の症状、治療方法、対応の仕方、予防などについてわかりやすく説明します。講座修了者には認知症サポーターの証として『オレンジリング』を差し上げます。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き等	老人クラブ、ふれあいサロンなどを対象に地区公民館などで開催します。講座の時間は30分～1時間程度です。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	総合福祉課 地域包括支援センター ☎691-1105

（２）シルバーリハビリ体操について

事業名	シルバーリハビリ体操
事業概要	シルバーリハビリ体操は、いつでも、どこでも、誰でも、どんな姿勢でもできる体操で、いきいきとした毎日のために役立つ、これからの時代にぴったりの体操です。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き等	老人クラブ、ふれあいサロンなどを対象に地区公民館などで開催します。体操の時間は1時間程度です。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	総合福祉課 地域包括支援センター ☎691-1105

（３）敬老事業について

事業名	敬老事業
事業概要	地域コミュニティ等の団体が実施する高齢者を対象とした敬老事業（敬老つどい事業の開催、敬老祝い品の贈呈など）に対して、対象となった高齢者1人につき1,000円を上限として交付する事業です。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き等	事前申請が必要ですので、事業実施予定日の2週間前までに申請書を総合福祉課に提出してください。詳細は担当までお問い合わせください。
担当	総合福祉課 地域福祉係 ☎692-6472

（４）ふれあいサロンについて

事業名	ふれあいサロン事業
事業概要	地区の公民館等に集まり、お茶飲みや健康体操、レクリエーション活動を行政区単位で行うサロン活動の経費を助成します。 開設に向けての説明や開設後の運営についても、職員が地域に出向いてお手伝いさせていただきます。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き等	お電話・来所にてご相談ください。
補助内容	サロン設置基本金1万円＋参加活動費（月額）
担当	雫石町社会福祉協議会（町総合福祉センター内） ☎692-2230

(5) 健康づくり教室について

事業名	健康相談・健康教育事業
事業概要	血圧測定や健康相談、健康に関する講話等を開催します。 (例：高血圧・糖尿病・骨粗しょう症予防について、メタボリックシンドローム予防について、食事・栄養相談、健康体操など)
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き等	電話等で申し込み
担当	健康子育て課（健康センター内） ☎692-2227

環境や景観に関する事業

(1) ごみ集積所整備への補助について

事業名	ごみ集積所整備事業
事業概要	町内会や自治会等が、ごみ集積所の新築又は改築を行う場合の経費を補助します。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	ごみ集積所を設置する前に申請してください。
補助額	経費の2分の1以内の額。ただし、1施設当たり10万円を限度とします。
担当	町民課 環境対策室 ☎692-6403

(2) 資源ごみストックヤード整備への補助について

事業名	資源ごみストックヤード整備事業
事業概要	町内会、自治会等が、集団資源回収の際に出す資源ごみを一時的に保管するため、ストックヤードの新築又は改築を行う場合の経費を補助します。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	ストックヤードを設置する前に申請してください。
補助額	経費の2分の1以内の額。ただし、1施設当たり10万円を限度とします。
担当	町民課 環境対策室 ☎692-6403

(3) 集団資源回収事業奨励金の交付について

事業名	集団資源回収事業
事業概要	子ども会、自治会等の営利を目的としない団体が集団資源回収を行った場合、奨励金を交付します。 ※集団資源回収事業実施団体の事前登録が必要です。なお、回収した資源ごみについては、町が承認した資源回収業者に直接搬入するか、又はその業者に引き取ってもらってください。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	奨励金を受けようとする団体は、集団資源回収事業実施団体登録届を年1回町へ届出する必要があります。
補助額	1回当たりの奨励金 1,000円（12回を限度とする） 重量割の奨励金の交付基準 ① 古紙、古繊維 1キログラム当たり 8円 ② 金属、雑びん類 1キログラム当たり 5円 ③ リターナブルびん 1本当たり 3円
担当	町民課 環境対策室 ☎692-6403

(4) 道路愛護について

事業名	道路愛護事業
事業概要	住民の道路愛護精神の高揚を図るため、地域住民が生活道路の安全と美化に関する事業を実施する団体(行政区等)に対する奨励金を交付します。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯(その他)
手続き	計画書 活動日前まで、実績報告書 3月末日まで
補助額 (補助内容)	事務費 2,500円/団体 道路割 11,000円/km
担当	地域整備課 道路河川係 ☎692-6406

(5) ボランティア除雪活動について

事業名	ボランティア除雪活動事業							
事業概要	町が管理している冬期に除雪対象としていない2世帯以上の町民が利用しているか、または一人暮らし老人等の世帯が利用する生活道路を個人所有の除雪機等で除雪する個人に奨励金を交付します。							
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯(その他)							
手続き等	①活動日前までにボランティア除雪登録申請 ②活動後、3月20日までに報告書を提出してください。							
補助額 (補助内容)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">町契約の 燃料単価</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">軽油 : 1時間当たり 10ℓ ガソリン : 1時間当たり 10ℓ</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交付対象期間中の 実作業日数</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">町が定める 作業標準時間</td> </tr> </table>	町契約の 燃料単価	×	軽油 : 1時間当たり 10ℓ ガソリン : 1時間当たり 10ℓ	×	交付対象期間中の 実作業日数	×	町が定める 作業標準時間
町契約の 燃料単価	×	軽油 : 1時間当たり 10ℓ ガソリン : 1時間当たり 10ℓ	×	交付対象期間中の 実作業日数	×	町が定める 作業標準時間		
担当	地域整備課 道路河川係 ☎692-6406							

(6) 地域の景観づくりについて

事業名	景観形成推進事業(景観住民協定)
事業概要	自分の住む地域の景観づくりを推進するため目的を同じにする地域の5世帯以上が景観づくりに関する協定を締結、協定に基づく活動を行う場合に、技術的な援助及び経費の一部助成を行います。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯(その他)
手続き	相談は随時受け付けますが、活動開始は早くても相談年度の翌年度からとなります。
補助額 (補助内容)	経費の2分の1以内の額。ただし、1区分毎に限度額があります。 ①建築物工事等(一戸当たり30万円) ②工作物改修等(一戸当たり20万円) ③花、苗木等の植栽等(一協定に対し10万円) ④景観阻害要因の撤去(一協定に対し10万円)
担当	地域整備課 都市計画係 ☎692-6406

(7) 環境緑化木の配布について

事業名	環境緑化木配布事業
事業概要	行政区等が環境緑化木の植栽を行う場合に、希望する苗木を配布支援し、緑化推進によるコミュニティ活動を推進します。
手続き	毎年4月下旬までに所定の用紙により農林課に申し込んでください。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
補助額 （補助内容）	苗木の現物支給。ただし、緑の募金が財源なので支給苗木購入予算が限られ、希望に添えない場合もあります。
担当	農林課 林業振興室 ☎692-6495

(8) アグリリサイクルセンター堆肥について

事業概要	町内の畜産・酪農家の飼養牛フンを収集し完熟堆肥を製造。耕畜連携による資源循環型農業を推進します。コミュニティ組織や行政区等での植栽などでもお使いください。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	堆肥の購入については、アグリリサイクルセンター又はJA新しいわて南部営農経済センターへお問合せください。
担当	農林課 畜産係 ☎692-6494 しずくいしアグリリサイクルセンター ☎695-2115 JA新しいわて南部営農経済センター ☎692-3380

その他コミュニティ活動の支援に関する事業

(1) コミュニティ助成事業について

事業名	コミュニティ助成事業
事業概要	コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが全国自治宝くじの社会貢献事業の一環として実施する、地域コミュニティ組織等で行う事業や活動に必要な備品（テント、音響資材、テーブル、視聴覚機器等）やコミュニティセンター改修など地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業を支援するものです。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	例年、8月下旬を目途に、地域コミュニティ代表者等に申請手続きの案内を送付します。（申請期限9月末予定）詳細は担当へお問い合わせください。
補助額	採択された場合、対象額の全額
担当	総合政策課 ☎692-6572

(2) ふるさと文化振興基金助成事業について

事業名	ふるさと文化振興基金助成事業
事業概要 (補助内容)	町民の皆さんが自ら進んで町の生活、産業、文化芸術など様々な分野でまちづくりに挑戦しようとする活動に対し、町が補助金を交付します。年に2回事業募集を行っていますので、詳細は担当へお問い合わせください。 【補助額】①継続事業…補助対象経費の2分の1以内の額（上限50万円） ②新規事業…補助対象経費の全額（上限20万円）、または補助対象経費2分の1以内の額（上限50万円）
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
担当	総合政策課 ☎692-6572

(3) 福祉のまちづくり支援事業について

事業名	福祉のまちづくり支援事業
事業概要	「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を支援するために、地域の福祉向上を目的に活動する県内のボランティア・NPO 団体や、町内会・自治会等の任意の住民グループに対して、助成を行います。
対象	コミュニティ代表者、行政区長、公民館長、各世帯（その他）
手続き	例年、10月～12月頃に申請受付が開始されます。申請期間、対象経費については、岩手県共同募金委員会のホームページをご覧ください。申請の際は、助成申請書に関係書類を添えて、町社会福祉協議会にご提出ください。
対象経費	(1) 高齢者、障がい児・者、幼児・児童、その他住民を対象に行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具、備品の購入費 (2) 地域で福祉活動を行う団体の活動拠点の立ち上げに必要な機器等の購入経費
助成額	助成額 1万円から20万円まで（千円単位で助成） （岩手県内全体の助成額が400万円の為、上限に達し次第終了）
担当	雫石町社会福祉協議会（町総合福祉センター内） ☎692-2230